

●休暇等の状況

休暇の種類	休暇等の期間	摘要
年次休暇	1年につき20日間	
公務災害休暇	医師の証明等により必要と認める期間	公務災害であると認定され、勤務することが困難な場合
結核性疾患休暇	・勤務年数1年未満の者 6月以内 ・1年以上5年未満の者 1年以内 ・5年以上の者 1年6月以内	
病気休暇	引き続き90日以内	公務災害以外の負傷や病気により勤務が困難な場合
生理休暇	3日以内	生理日の勤務が著しく困難な職員が請求した場合
産前及び産後通院休暇	その都度必要と認められる時間 ・妊娠7月までの期間 4週間に1回 ・妊娠8月から9月までの期間 2週間に1回 ・妊娠10月から分べんまでの期間 1週間に1回 ・産後1年までの期間 1回	妊娠中又は産後1年以内の女子職員が保健指導又は健康診査を受ける場合
産前及び産後休暇	産前 8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内 産後 8週間	
育児休暇	1日2回それぞれ30分 (男性職員の場合は当該子の母親との調整がある)	生後1年に達しない子を育てている職員が、その子を保育するため請求した場合
慶弔休暇	忌引 死亡した者により10日から1日の連続する日数 父母の祭日 1日 婚姻 7日	親族が死亡した場合。職員が結婚した場合
出産補助休暇	2日の範囲内の期間	職員が配偶者の出産により退院の付添い等に従事するため休暇を請求した場合
夏季休暇	7月1日から9月30日までの期間に、原則として連続する3日の範囲内の期間	
骨髄移植のための休暇	必要な検査、入院等に要する期間	職員が骨髄移植のための骨髄液を提供するために休暇を請求した場合
ボランティア休暇	1年に5日を超えない範囲内	職員が報酬を得ないで被災者、障害者等に対する支援活動などを行う場合
子の看護のための休暇	1年に5日を超えない範囲内	小学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合
配偶者出産時育児休暇	産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)から産後8週間までの期間において5日の範囲内	配偶者が妊娠・出産期にある職員が当該出産に係る子又は小学校就学前の子の育児を行うため請求した場合
育児休業	子が生後3年に達する日までの間で承認された期間	職員が3歳に満たない子を養育する場合。休業期間は無給
介護休暇	連続する6月の期間内	職員の配偶者、子、父母等で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合。無給
その他の特別休暇	勤務しないことがやむを得ないと認められるときに、その都度必要と認める期間。 ただし、住居滅失等は1週間を超えない範囲内。	・感染症等予防のため法により交通制限又は遮断があった場合 ・天災等による出勤することが著しく困難であると認められる場合 ・天災等により職員の現住居が滅失又は損壊した場合 ・証人、鑑定人、参考人等として官公署等に出席する場合 ・選挙権等公民権を行使する場合 ・所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部が停止される場合

●育児休業の状況 (平成17年度)

区分	男性	女性
育児休業の承認件数	0件	13件
育児休業期間延長の承認件数	0件	0件

4. 職員の分限及び懲戒処分状況

●分限処分者数 (平成17年度)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	-	-	-	-	0人
心身の故障の場合	-	-	5人	-	5人
職に必要な適格性を欠く場合	2人	-	-	-	2人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	-	-	-	-	0人
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	0人
合計	2人	0人	5人	0人	7人

●懲戒等処分者数（平成17年度）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
法令に違反した場合	-	1人	-	-	1人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	-	3人	-	-	3人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	2人	-	1人	3人
合 計	0人	6人	0人	1人	7人

5. 職員の営利企業等従事許可等に関するサービスの状況

●営利企業等従事許可の状況（平成17年度）

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	-
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	-
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	2件
計	2件 (武雄市観光PR事業)

6. 職員の研修の状況

●研修の状況（平成17年度）

区 分	研 修 内 容	受 講 者 数
階層別研修	新採、一般職員研修（中級）	46名
特別研修	全職員研修	527名
派遣研修	市町村職員中央研修所、民間企業等	7名
	県市長会主催研修	27名
実務研修	法制執務研修等	13名
合 計		620名

7. 職員の健康管理等に関する福祉の状況

●職員の健康診断の状況（平成17年度）

区 分	受 診 者
定期健康診断	319名
人間ドック	228名
胃がん検診	15名
結核・肺がん検診	341名
婦人検診	31名
VDT検診	156名

●職員の福利厚生

武雄市職員互助会への助成金 3,000,000円（平成18年度）

- ・ 地域行事等の参加に係る費用に対する補助
- ・ 職員親睦スポーツ大会等の経費に対する補助
- ・ 市職員クラブへの補助



担当 藤井

8. 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況

●勤務条件に関する措置の要求の状況（平成17年度） 該当なし

●不利益処分に関する不服申立ての状況（平成17年度） 該当なし

「食育推進公開サミット」

を開催します

基調講演

◆演 題 「食卓からの“人づくり”」

◆講 師 服部栄養専門学校理事長・校長 服部 幸應先生

知事と市長による公開サミット

◆テーマ 「食育は“人づくり”」

出席

佐賀県知事 古 川 康
 武雄市長 樋 渡 啓 祐
 唐津市長 坂 井 俊 之
 小城市長 江里口 秀 次
 アドバイザー 服 部 幸 應 先生



●と き 平成19年1月12日(金) 13:30~16:30

●と ころ 武雄市文化会館 大ホール

☆どなたでも無料で参加できます。

☆当日は駐車場が不足する場合がございますので、公共交通機関又は車での乗り合わせでご来場下さい。

主催 佐賀県、武雄市（食育推進公開サミット武雄市実行委員会）



担当 松尾